

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3月26日

佐賀県人事委員会委員長 中 野 哲 太 郎

佐賀県人事委員会規則第 4 号

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

宿日直手当に関する規則（昭和46年佐賀県人事委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（特殊な業務を主として行う宿日直）</p> <p>第 2 条 県職員給与条例第16条の 2 第 1 項及び公立学校職員給与条例第18条第 1 項に規定する人事委員会規則で定める特殊な業務を主として行う宿日直勤務は、次の各号に掲げる宿日直勤務とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>（宿日直手当の額）</p> <p>第 3 条 県職員給与条例第16条の 2 第 1 項及び公立学校職員給与条例第18条第 1 項に規定する宿日直手当の額は、その勤務 1 回につき、次の各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が 5 時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 前 2 号に掲げる宿日直勤務以外の宿日直勤務については、</u> 4,200円</p> <p>2 略</p>	<p>（特殊な業務を主として行う宿日直）</p> <p>第 2 条 県職員給与条例第16条の 2 第 1 項及び公立学校職員給与条例第18条第 1 項に規定する人事委員会規則で定める特殊な業務を主として行う宿日直勤務は、次の各号に掲げる宿日直勤務とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 災害その他の危機事象に係る緊急業務に関する情報連絡等のため本庁で行う宿日直勤務</u></p> <p>（宿日直手当の額）</p> <p>第 3 条 県職員給与条例第16条の 2 第 1 項及び公立学校職員給与条例第18条第 1 項に規定する宿日直手当の額は、その勤務 1 回につき、次の各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が 5 時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 前条第 7 号に掲げる宿日直勤務については、5,100円</u></p> <p><u>(4) 前 3 号に掲げる宿日直勤務以外の宿日直勤務については、</u> 4,200円</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。